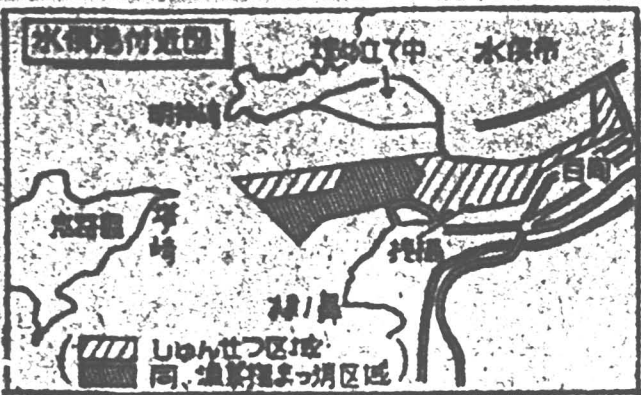


しゅんせつ着工へ

10月 1 から 水俣港漁業交渉まとまる

行き詰まり状態となっていた水俣港のしゅんせつに伴う漁業補償交渉は、その後市と漁協との歩み寄りによって話し合いがまとまり、八日両者間に覚え書きの調印が行われた。このため市民から強く要望されていた港湾改修は、いよいよ十月に着工されることになった。

橋本市長と松田漁協長との間にかわされたしゅんせつの条件は
●見取り図の赤色部分の区域とする
●見取り図の斜線部分十二万八千八百五十平方メートルについては漁業権をまっ撒する
●万一しゅんせつによって水俣港の危険を生じた場合は



合は水俣病被害、県、市、組合が協議のうえ、中止する必要を認めるときは直ちに中止する
●しゅんせつ補償金は二千万円とし、三十九年度末までに四百五十万円、四十年度に三百万円、四十一年度二百五十万円を支払う
●しゅんせつ工事は三十九年十月から四十年三月末までに完成するもの、とする。ただしむをえない場合は完工の延期を認める
●しゅんせつに当たっては●項以外の新たな補償は要求しない――の六項目。
この結果、港内の明神崎と緑ノ

鼻を結ぶ線から旧岸壁の奥までの航路部分、延長約一キロ、二十五万平方メートル（漁業権まっ撒区域十二万八千八百五十平方メートルを含む）の区域のしゅんせつ（水深六・五メートル）が可能となった。

同港のしゅんせつ予算としては三十八年度分千七百万円が繰り越され、三十九年度に計上される見込みの千六百万円と合わせて十月から二年度分の予算で一億にしゅんせつに着手されることになるもよう。

しゅんせつが完了すれば、五千トンの船も横付けでき、さらに新岸壁の地先には百六十五メートルの第三岸壁も建設される予定なので、将来は一万トンの大型船接岸も可能となる。